

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年11月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100240号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100056号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年4月29日、喪失年月日を平成12年7月1日に訂正し、平成12年4月から同年6月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年7月27日、喪失年月日を平成13年4月10日に訂正し、平成12年7月から平成13年3月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成12年4月29日から同年7月1日までの期間及び平成12年7月27日から平成13年4月10日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間とすることが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年3月29日から平成13年4月10日まで

請求期間について、A社において、派遣社員として2社の派遣先で継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、請求期間を年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された派遣労働者労働契約書兼就業条件明示書(以下「労働契約書」という。)及び同社のシステムデータに基づく給与関係資料(以下「給与関係資料」という。)により、請求者は、請求期間のうち、平成12年3月29日から同年6月30日までの期間及び平成12年7月27日から平成13年4月9日までの期間について、A社に勤務し、同社から給与が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、請求期間のうち、平成12年3月29日から同年4月28日までの期間については、厚生年金保険法第12条において、臨時に使用される者であって、二箇月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としな

い旨規定されており、当該期間は、契約期間が2か月に満たないことから、厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たしていなかったと判断できる。

また、請求期間のうち、平成12年4月29日から同年6月30日までの期間及び平成12年7月27日から平成13年4月9日までの期間については、上述の労働契約書及び給与関係資料により、請求者は、A社において、最初の契約から2か月を超え、継続的な使用関係が認められることから、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められる。

さらに、B社は、請求期間当時、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、同社から提出された上述の給与関係資料においても、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料はないことから、請求期間は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定に該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することができない。

一方、平成12年4月29日から同年6月30日までの期間及び平成12年7月27日から平成13年4月9日までの期間において、上述のとおり、請求者は、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たした勤務実態があったものと認められ、給与関係資料により、請求期間当時の報酬月額が確認できることから、同期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間とすることが必要である。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年4月29日、喪失年月日を平成12年7月1日とし、上述の給与関係資料から確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答により、平成12年4月から同年6月までの標準報酬月額については20万円とすること、並びに厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成12年7月27日、喪失年月日を平成13年4月10日とし、上述の給与関係資料から確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答により、平成12年7月から平成13年3月までの標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100253号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100057号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年8月21日、喪失年月日を平成24年6月21日に訂正し、平成22年8月から平成23年8月までの標準報酬月額を12万6千円、平成23年9月から平成24年5月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成22年8月21日から平成24年6月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成5年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年8月21日から平成24年6月21日まで

請求期間にA社にアルバイトとして勤務し、入社して2か月目以降に健康保険証を会社から受け取った記憶があるが、厚生年金保険の記録がないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求期間について、請求者は、同社において勤務していた旨回答しているところ、同社から提出された請求者の請求期間に係る給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者の入社年月日は平成22年8月21日、退職年月日は平成24年6月20日と記載されていることが確認できる。

また、A社から提出された請求者の請求期間に係る給料台帳及び上述の源泉徴収簿(以下、併せて「給料台帳等」という。)、社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所の担当者の陳述、複数の同僚及び日本年金機構の回答により、請求者は、請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たした勤務実態があったものと認められる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の届出は行っていない旨回答している上、上述の社会保険労務士事務所の担当者は、請求期間当時、A社において、アルバイトは社会保険に加入させてい

なかった旨陳述しているところ、同事務所から提出された同社の請求期間に係る社会保険の届出記録及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、請求者の請求期間に係る届出は行われていないことが確認できる。

また、上述の給料台帳等により、請求期間に係る給与の支払いが確認できるものの、当該給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料はないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定に該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することはできない。

一方、請求期間において、請求者は、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たした勤務実態があったものと認められ、上述の給料台帳等により、資格取得時及び標準報酬月額決定の基礎となる期間の報酬月額が確認できることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年8月21日、喪失年月日を平成24年6月21日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、給料台帳等で確認できる給与額及び日本年金機構の回答により、平成22年8月から平成23年8月までは12万6千円、平成23年9月から平成24年5月までは18万円とすることが必要である。